

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【公表番号】特表2007-505881(P2007-505881A)

【公表日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-010

【出願番号】特願2006-526713(P2006-526713)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/593	(2006.01)
A 6 1 K	31/40	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/593	
A 6 1 K	31/40	
A 6 1 P	19/08	
A 6 1 P	19/10	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	21/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月6日(2007.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化合物2-メチレン-19-ノル-20(S)-1,25-ジヒドロキシビタミンD₃及びエストロゲンアゴニスト/アンタゴニスト、又はその製薬上許容される塩、及び医薬として許容される希釈剤又は担体を含む医薬組成物。

【請求項2】

エストロゲンアゴニスト/アンタゴニストが(-)-シス-6-フェニル-5-[4-(2-ピロリジン-1-イル-エトキシ)-フェニル]-5,6,7,8-テトラヒドロ-ナフタレン-2-オール又はその製薬上許容される塩である、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

(-)-シス-6-フェニル-5-[4-(2-ピロリジン-1-イル-エトキシ)-フェニル]-5,6,7,8-テトラヒドロ-ナフタレン-2-オールが酒石酸塩の形態である、請求項2記載の組成物。

【請求項4】

老年性骨粗鬆症、閉経後骨粗鬆症、骨折、骨移植、乳癌、前立腺癌、肥満症、骨減少症

、男性骨粗鬆症、脆弱、筋損傷又は筋減少症の治療用医薬組成物であって、治療的有効量の2-メチレン-19-ノル-20(S)-1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃及びエストロゲンアゴニスト／アンタゴニスト、又はその製薬上許容される塩を含む前記医薬組成物。

【請求項5】

経口投与される、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項6】

非経口投与される、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項7】

経皮投与される、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項8】

老年性骨粗鬆症、閉経後骨粗鬆症、骨折、骨移植、乳癌、前立腺癌、肥満症、骨減少症、男性骨粗鬆症、脆弱、筋損傷又は筋減少症の治療用キットであって、以下の：
- 化合物2-メチレン-19-ノル-20(S)-1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃又はその製薬上許容される塩を含む組成物；及び
- エストロゲンアゴニスト／アンタゴニスト又はその製薬上許容される塩を含む組成物；
を含み、

ここで、上記各組成物は、遂次的に投与される前記キット。

【請求項9】

閉経後骨粗鬆症が治療される、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項10】

老年性骨粗鬆症、閉経後骨粗鬆症、骨折、骨移植、乳癌、前立腺癌、肥満症、骨減少症、男性骨粗鬆症、脆弱、筋損傷又は筋減少症の治療用医薬組成物であって、治療的有効量の2-メチレン-19-ノル-20(S)-1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃及び(-)-シス-6-フェニル-5-[4-(2-ピロリジン-1-イル-エトキシ)-フェニル]-5, 6, 7, 8-テトラヒドロ-ナフタレン-2-オール、又はその製薬上許容可能な塩を含む前記医薬組成物。

【請求項11】

(-)-シス-6-フェニル-5-[4-(2-ピロリジン-1-イル-エトキシ)-フェニル]-5, 6, 7, 8-テトラヒドロ-ナフタレン-2-オールが酒石酸塩の形態である、請求項10記載の医薬組成物。